

奈良県及び公益財団法人奈良県地域産業振興センターと
三井住友海上火災保険株式会社との地域産業への経営支援連携に関する協定

奈良県（以下「甲」という。）及び公益財団法人奈良県地域産業振興センター（以下「乙」という。）と三井住友海上火災保険株式会社（以下「丙」という。）は、相互に協働、連携して、県内産業活性化のため、県内事業者への各種経営支援を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 甲及び乙と丙は、県内産業の育成・振興に向け、県内事業者への経営支援を円滑に行うため、相互に協働、連携することにより、地域経済の活性化を図ることを目的とする。

（連携内容）

第2条 甲及び乙と丙は、前条の目的を達成するため、次の事項について取り組む。

- (1) 経営力向上支援に関すること
- (2) 後継者育成支援に関すること
- (3) 事業承継支援に関すること
- (4) 海外進出支援に関すること
- (5) コスト削減、省エネ対策、物流改善支援に関すること
- (6) B C P（事業継続計画）策定支援に関すること
- (7) アグリビジネスのリスクマネジメントの支援に関すること
- (8) 再生可能エネルギーリスクコンサルティングに関すること
- (9) 各種セミナー、制度説明会、意見交換会などの開催に関すること
- (10) 企業向け情報発信事業、広報に関すること

2 甲及び乙と丙は、県内事業者への経営支援に関する協働、連携を円滑に行うため、連携推進ミーティングを隨時行うなど、緊密な情報交換を行い、必要な協働、連携を推進するものとする。また、具体的な実施事項については、甲及び乙と丙の合意の上、決定する。

3 丙は、本条に定める事項の一部を、甲及び乙との協議により丙の関係会社に実施させることができる。その場合、甲及び乙と丙との協議により原則として、当該関係会社を当事者に加え、各当事者の範囲責任を定めるものとする。

（秘密保持）

第3条 甲及び乙と丙は、本協定に基づく協働連携において他の当事者から提供を受けた情報を、当該当事者の事前の承諾なく第三者に開示又は漏洩してはならない。ただし、次に掲げる情報を除く。

- (1) 他の当事者から提供を受けたときに既に公知となっていたもの、又は他の当事者から提供を受けた後、自らの故意又は過失によらずして公知となっ

たもの

（2）他の当事者から提供を受けたときに既に保有していたもの、又は他の当事者から提供を受けた後にその情報を開示する正当な権限を有する第三者から入手したもの

（3）法令により開示を求められたもの

2 甲及び乙と丙は、本協定が第4条に定める有効期間の満了により効力を失った後も、前項による秘密保持の義務を負う。

（有効期間）

第4条 本協定の有効期間は、締結日から1年間とする。ただし、有効期間満了の前月末日までに甲及び乙と丙いずれかから本協定を更新しない旨の通知があった場合を除き、本協定は1年間更新され、その後も同様とする。

（その他）

第5条 本協定に関して協議が必要な事項が発生した場合には、甲及び乙と丙は誠実に協議を行う。

この協定の成立を証するため本書3通を作成し、甲及び乙と丙は署名のうえ各1通を保持する。

平成25年10月24日

甲 奈良市登大路町30
奈良県知事

乙 奈良市柏木町129-1
公益財団法人 奈良県地域産業振興センター
理事長

丙 大阪市中央区北浜4-3-1
三井住友海上火災保険株式会社
常務執行役員関西本部長